

議案第 92 号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

東京都板橋区手数料条例（平成 12 年板橋区条例第 10 号）の一部を
次のように改正する。

別表 155 の 2 の項中「第 137 条の 12 第 6 項」を「第 137 条の
12 第 11 項」に改め、同表 155 の 3 の項中「第 137 条の 12 第 7
項」を「第 137 条の 12 第 12 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法施行令の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。